医療法人社団 石鎚会 京都田辺中央病院

(介護予防)居宅療養管理指導 重要事項説明文書

1. 事業所の概要

事業所名	医療法人社団 石鎚会 京都田辺中央病院		
所 在 地	〒610-0334 京都府京田辺市田辺中央六丁目1番地6		
連絡先	TEL 0774-63-1111 FAX 0774-63-2363		
介護保険指定番号	2613200209		
サービスの種類	居宅療養管理指導		
営業日と営業時間	火曜日 午前 9時30分~午後5時00分		
	金曜日 午前 9時30分~午後5時00分		
	(但し国民の祝日並びに12月30日午後1時から1月3日を除く)		
管理者	野口 明則		
サービス提供実施地域	京田辺市、井手町、木津川市、城陽市、		

2. 当事業所の方針

(1)事業の目的

事業所の医師が、通院困難な要支援又は要介護者等の自宅を訪問して、利用者様の有する 能力に応じた療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ります。

(2)運営上の基本方針

- ① 利用者様の要支援又は要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要支援又は要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行います。
- ② 自ら提供する居宅療養管理指導の評価を行い、常にその改善を図ります。
- ③ サービスの提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者様の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業所に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供または利用者様やその家族様(以下「利用者様等」という)に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等について指導、助言を行います。
- ④ サービスの提供に当たっては、利用者様等からの介護に関する相談に懇切丁寧に応じるとともに、利用者様等に対して療養上必要な事項等について理解しやすいよう指導または助言を行います。
- ⑤ 指導内容等の要点を診療録に記載します。

3. 居宅療養管理指導の種類

医師が行うもの

担当の医師が通院困難な利用者様に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を 基に、利用者様が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所及び居宅サービスを 利用するその他の事業所に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。 また、利用者様等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について指導及び助言を行います。

※事業者への情報提供については、個人情報ですので、利用者様の同意を得て行います。

4. 利用料金等

事業所は、提供する居宅療養管理指導のうち介護保険の適用を受けないものがある場合には、特に そのサービス内容及び利用料金を説明し、利用者様の同意を得ます。

- (1) 事業所は、料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙に基づき利用者様の同意を得ます。
- (2)サービスを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額とする。ただし、法定代理受領分以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。なお、キャンセル料については、訪問前までに連絡のあったものは徴収しないが、訪問した際の不在等に係るキャンセル料については、原則として1回あたりの利用料(利用者の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額)を実費徴収する。その額については、利用者様等と相談して決定する。

利用料一覧表

居宅療養管理指導(医師によるもの)寝たきり老人在宅総合診療料を算定する場合

①単一建物居住者1人に対して行う場合

1回につき 298単位 月2回まで

②単一建物居住者 2 人以上 9 人以下に対して行う場合

1回につき 286単位 月2回まで

- (3)その他日常生活品費等の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者様等に説明し同意を得たものに限り徴収する。
- (4)その他利用料について支払いが困難な状

況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

(5)費用の支払いを受ける場合には、利用者様等に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者様等の同意を得るものとする。支払いを受けた場合は利用料内容区分が明確な領収証を発行する。

5. 契約の終了

利用者様は事業者に対して、契約終了希望日の1週間前までに文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

- (1)事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者様に対して、契約終了日の1ヶ月前までに 理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。この場合、事 業者は当該地域の他の居宅療養管理指導事業者に関する情報を利用者様に提供します。
- (2)次の事由に該当した場合は、利用者様は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - ①事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ②事業所が守秘義務に反した場合
 - ③事業所が利用者様等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④事業所が破産した場合
- (3) 次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。
 - ①利用者様のサービス利用料金の支払いが2カ月以上遅滞し、料金を支払うよう催告したに もかかわらず、2週間以内に支払われない場合
 - ②利用者様等が事業所や職員に対して、本契約を継続し難いほどの不信行為や暴力行為を 行った場合
- (4)次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ①利用者様が介護保険施設や医療施設等へ入所または入院をした場合
 - ②利用者様の要支援又は要介護認定区分が、自立と認定された場合
 - ③利用者様が死亡した場合
- 6.サービス内容に関する相談、苦情等相談窓口

頂いた苦情やご相談内容については、当事業所内で検討し、対応できるように取り扱います。

当事業所 相談窓口	担当…医療法人社団 石鎚会			
	診療支援部 渉外課長			
	受付時間…月曜日から金曜日 8:30~17:00			
	土曜日 8:30~13:00			
	但し国民の祝日、12月30日の13:00~1月3日までを除く			
	連絡先 TEL 0774-63-1111			
	FAX 0774-63-2363			

京田辺市 健康福祉部 高齢介護課 受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15 連絡先 TEL 0774-64-1373 FAX 0774-63-4781

井手町 高齢福祉課	受付時間 月曜日~金曜日 8:30~12:00/13:00~17:15 連絡先 TEL 0774-82-6165 FAX 0774-82-2005		
木津川市 高齢介護課	受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15 連絡先 TEL 0774-75-1213 FAX 0774-73-2566		
城陽市 福祉保健部 高齢介護課	受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15 連絡先 TEL 0774-56-4037 FAX 0774-56-3999		
京都府国民健康保険団体 連合会 介護保険課	連絡先 TEL 075-354-9090		

- 7. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。
 - (1)居宅療養管理指導従事者は、年金等の金銭の取扱はしかねますので、ご了承ください。
 - (2)居宅療養管理指導従事者に対する贈り物や飲食等のおもてなしは必要ありません。
 - (3)サービス利用予定日の都合が悪くなったときは、必ず事前に連絡をお願いします。

8. 職員体制

医師	常勤兼務	1名以上	同一建物内の病院の医師と兼務
医師非常勤兼務		2名以上	同一法人内の診療所の管理者及び医師と
			兼務
	常勤兼務	2名以上	同一建物内の病院の看護師と兼務
看護職員	非常勤兼務	1名以上	同一法人内の診療所の看護師と兼務
	非常勤兼務	1名以上	同一建物内の病院の看護師と兼務
事務員	常勤兼務	2名以上	同一建物内の病院の事務員と兼務
運転手	非常勤兼務	2名以上	同一法人内の他の病院の運転手と兼務

居宅療養管理指導担当者 氏名

連絡先は京都田辺中央病院内です。ご家族が外出される場合やキャンセル等は担当職員までご伝達ください。

9. 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日:通常火曜日、金曜日とする。ただし、国民の祝日並びに12月30日 午後1時から1月3日を除く。

(2)営業時間: 火曜日 午前9時30分~午後5時00分 金曜日 午前9時30分~午後5時00分 (3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

10. 記録の保存と情報開示

事業所は、利用者様毎に記録を完結の日から 5 年間保存します。その記録は、営業時間内に医療法人社団 石鎚会が定める診療録開示委員会規則に則り、当事業所にて閲覧できます。

11. 秘密保持

当事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者様等の秘密は漏らしません。なお、この対応は退職後も同様です。ここでいう正当な理由とは利用者様等に説明し同意を得た場合に限定してサービス担当者会議等の席上、利用者様等の個人情報を用いる場合をいいます。なお、個人情報の取り扱いについては、厚生労働省が示している「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に遵守します。

12. サービス利用にあたっての留意事項

利用者様等からサービス提供を求められた場合は、利用者様の提示する介護保険被保険者証に よって被保険者資格、要支援又は要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認します。 なお、介護認定審査会の意見が付してある場合はその意見に基づき居宅サービス計画を作成します。

13. 緊急時の対応

居宅療養管理指導にかかるご相談や訪問時等に事故等が生じた場合、または緊急に対応すべき 事柄が生じた場合については、速やかに利用者様等、保険者、主治医、京都府及び利用している サービス事業所等に連絡を行うとともに必要な処置を講じます。

14. 当事業所を開設する法人の概要

名称•代表者 医療法人社団 石鎚会 理事長 石丸庸介

所 在 地 京都府京田辺市田辺中央六丁目1番地6

連 絡 先 0774-63-1111

法人内施設については、各事業所のパンフレット等をご参照下さい。

居宅療養管理指導の開始にあたり、利用者様及び家族様に重要事項説明書に沿って、居宅療養管理 指導の内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日:令和 年 月 日

事業者 医療法人社団 石鎚会

事業所名 医療法人社団 石鎚会 京都田辺中央病院

所在地 京都府京田辺市田辺中央六丁目1番地6

事業所番号 2613200209

代表者名 理事長 石 丸 庸 介 ⑩

説明者

上記説明を受け、居宅療養管理指導、サービス担当者会議等において利用者様並びに家族様の個人情報を用いることに同意いたしましたので署名捺印いたします。

令和 年 月 日

(利用者様)

住所

氏名

(代理人氏名「選任されている場合」)

住所

氏名 [続柄:]

重要事項説明書の交付を行いました。 交付年月日:令和 年 月 日